

第三バスケットボール（医進バスケットボール）部規約

第一章 総 則

- 5 第1条 本会は、医進バスケットボール部と称し、昭和38年4月1日を持って発足するものとする。
- 第2条 本会は、バスケットボールを通して、運動能力・体力の向上を図り、部員同志の親睦と結束を深めることを目的とする。

10 第二章 入部資格

- 第3条
- (1) 本会の入部資格は原則として鳥取大学医学部医進課程に在籍しているものとする。
- (2) ただし、(1)に該当しないもので本会に入部を希望するものについては、全会員との協議の上これを認める場合がある。
- 15

第三章 組 織

- 第4条 本会には次の役員を置く。
- 20 部長 一名 副部長 一名 総務 一名
- 第5条 本会各役員の選出は部員間の討議によって行うものとする。
- 第6条 本会各役員の改選は10月に行うものとする。

25 第四章 運 営

- 第7条 本会の経費は、年会費・自治会援助金・寄付をもってこれに充てる。
- 第8条 入会金は、原則として徴収しない。
- 第9条 年会費は、役員によって協議し、全部員との協議の上、全部員の過半数の賛成をもって徴収額を決定する。
- 30 第10条
- (1) 年会費とは別に、必要に応じて会費を追加徴収する場合もある。
- (2) (1)の場合、役員が使用目的を全部員に説明の上、全部員の過半数の賛成をもって徴収額を決定する。
- 第11条 会の運営上、問題が発生した場合、顧問と相談の上、これに対処する。